

五月三日の会通信

20

新潟から.....
.....1

1976. 3.

新潟から

新潟大学思想処分撤回請求事案
第一回人事院審理・報告

たように、私達もまたこの「特殊」のイミを転倒した上で、この審理の「特殊」性に注目していた。

それはまず第一にこの審理の△時間▽△空間▽が△情況▽によつて大きな変容を受けたという事である。当初予定されていた土地改良会館は学生が騒ぐ(?)から貸せない(??)という会館側の妄想によつて粉碎され、私達も六七・六九全国教育学園斗争の偉大さに圧倒された訳だが、漂流してたどりついた医師会館はやはりまた、この妄想と無縁でない六九年の試験場であったという事である。このことはいまなお六八・六九年の△不吉な影▽がいわば△真夏の夜の夢▽のように私達の市民社会を呪縛している事を示している。そして一二・一〇五に予定されていた審理は国鉄ストのため一五・一九日に変更された。これも又、たんなる偶然というのではなく審理がきわめて△情況▽的におこなわれたということの象徴である。

第二に△申し入れ▽からもみてとれるように、請求者側の会場使用料は人事院が負担するということで決着がついた。つまり人事院の「公平」性は形式的には△岡山▽よりも△神戸▽よりも厳密になつたが、本質的にはその度合だけ△きつく▽なつたといえる。

第三に審理が一二・一五・一九という△平常授業▽に重なり合う△時間▽に展開されたが故に、それが必然的に△単位▽や△試験▽

と関わりを持つてゆく事になった。このことは審理を△集中ドイツ語授業▽△全学集中講義▽と呼ぶことによって表現されてきたが、まさに医師会館では△授業▽がおこなわれたのである。

第四に、処分者側は法学科教官である結城代理者のメントで弁護士を雇わなかつたが、それだけでは不安だつたのか當時傍聴席に三〇名以上の職員を動員した。おそらくこのことに相互規定されているか、申請者側代理人はそのほとんどが学生・少数の職員という構成であり、それは必然的に五日目の「代理人問題」を生み出した。

尚、最後に全体の構成と執筆時の指針について述べておきたい。
まず全体の構成は第一日目は公平委員会による求釈明、第二、三、四日の三時まで請求者側による求釈明、四日目の残りは事実認否、五日目は請求者側の主張ということであった。従つて、立証段階は第二回シリーズにゆだねられた。

原稿依頼の原則は以下のようなものであった。まず第一日目から五日目まで、一日分ずつ分担し、形式、内容、枚数、表現はまったく△自由▽、私達がそのことで△表現▽しようとしたものは、「客観的事実などといふものは、どこにもありはしない」(あいまいな海)のであるから、私達は対象に対して「主観的」になるしかないということである。又、このことをより明確にするために、教官・職員・学生という各々の立場性をふまえた上で報告、ということを強調した。

(新潟大四・一九救援会)

第一日

昭和五〇年一二月一五日、午前一時五分開始。

審理開始の劈頭、請求者ならびに代理人から、△行政措置要求▽の扱い(昭和四九年四月一〇日、教養部教授会は請求者に対して四九年度の授業を行わせない旨の決定を行つた。請求者はそれを不当として同年一〇月人事院に提訴したが、なんの連絡もなく、突如五〇年五月に至つて要求を却下する旨の裁定を下して來た)について疑義と抗議が表明される。その主旨はこうだ——今回の処分は、教養部に於けるさまざま過程を含んでいるのであって、特に四・一〇「授業取り上げ」決定こそ請求者に対する最大の実質的処分であつた。この過程を看過して今回の処分を云々することはできない。しかし人事院は請求者の△要求▽を半年以上も無視しつづけた。

これは大学当局の処分を追認する態度ではないか。これに対して公平委員長はひじょうに苦しい答弁をする。△要求▽が出されてからいろいろ調べた結果「授業復帰の見込み」(授業担当の見込み)あたりということがわかつたのでこういう扱いになつたのであって、けつして請求者の訴えを無視したわけではない。なお授業取り上げの問題をこれから審査の過程に含めて争うこともできるわけだ、この問題はこれくらいで打ち切つてもらいたい。——午前中はこの応酬に終始した。

午後は一時再開・冒頭学生代理人から、公平委員の自己紹介が要

求され(午前の冒頭で請求者側、処分者側それぞれの代理人・代理人名の確認がなされていた)、山田委員長は照れ臭さそうに自分を含む三名の氏名を名のる。

さて、審査はいよいよ本番に入る。この日は公平委員長から処分者側に対する求釈明(五日間を通してもつとも興味深く、記録者は傍聴した)。求釈明は大学当局の△処分説明書▽と△答弁書▽の記載の順序にしたがつて一〇項目ほどに亘つて行われたが、主眼はやはり△成績の不当表示と命令違反▽の部分に集中されているので、その部分に絞つて以下に報告する。

(註)資料は『通信』18号の23~24頁を参照されたい。

1、成績表示をめぐり

△成績の不当表示と命令違反▽のくだりで、「一律合格の表示を行ひ……」とあるが、一律の表示が不当なのか合格表示が不当なのか、との公平委員長(以下△公と記す)の問い合わせに対して処分者側代理人(以下△処と記す)は、どちらも教養部規程に反する。成績は点数をもつて表示することになっているのであるから合格表示は明らかに規程違反であるし、また考査の結果が一律になるということはひょうに稀な場合を除いては考えられない。請求者の成績表示はいずれの点からも不当であったと答える。しかし△公は「一律」がなぜ不當なのか容易に納得せず、教養部規程を援用しながら追求する。規程はべつに成績がある程度のばらつきを示すよう表示せよと命じているわけではない筈。要するに考査の結果については判定者の責任にゆだねられているのですね、と念を押す△公に「さようござります」と△処は頷いた。(これで△公のメモから一律の部分が抹消され

ていなければ「公平」ではない。)

しかばその合格表示によって具体的にはどういう支障が生じたのか、との△公の問い合わせに△処は、幸いにしてこの支障が現実に生じることはないですんだが、しかしこから支障の生じる可能性は大いにある。とへんなことを言い出す。その言うところは要するに、点数表示で成績を報告してもらわないと事務レベルで優良可表示への「還元」作業ができない。このために学生の学習過程を知る資料が整わないということと、学外との関係(就職、奨学金など)でも必要書類が作れないなどの支障が生じ、ために学生にとっての不利益が生じうるというのだ。苛立つた△公。おつしやることはわかりますが、それでまずい結果が具体的に何かあったのですか、と畳みかける。奨学生の書類作成時に大いに迷惑を蒙つた(事情を説明する等して学生に不利益が及ばないよう計らなければならなかつた)。但しこの件がその後どうなつたかは存じませんがとにかく大いに心配いたしました、と△処は苦しい答弁。

念のためにうかがいますが、「一律合格の表示を行い、あえて訂正を行わぬ」というところと、「ために多大の支障をもたらした」というところは、処分理由として一体不可分だと主張されるのですね、と△公。「さようござります」と△処。(一体不可分だなんて言うと△処にとつて不利じゃないのかなあ、なんて心配になつたりする。但し、△公がこれでどういう心証を得たかは不明。)

2、五・三〇文書と訂正問題をめぐり

請求者は昭和四九年五月三〇日、一律合格の表示を点数(一律百点)ないし一律優の表示に改めても構わない旨の文書(以上五・三〇

文書と略記)を教養部長宛てに提出している。これは「訂正」の意思表示とも見られるが、(処)としてはどう見ているかと(公)。「とも見られる」と申されるとわれわれの意に反するのでございまして、と(処)たしかに訂正の「意思」は認識できた、しかし現実に本人によって改められたという「事実」はまだない、と認識しているのでござります。つまり、この「意思」から自動的に訂正が導き出されるということにはならない、したがってこの文書をもって直ちに訂正に代るものとは理解していないのです。(この辺の答弁は(処)として考えに考へ抜いて造り上げた理窟。これが崩れると今回の处分は総崩れになる急所なのだ。それだけに極めて微妙であり、(公)の理解を超えているもよう。)

しかし実際問題としては、この文書にもとづいてそれなりの必要措置がなされたようにも見られるわけですか、と(公)。「一種の事務整理と申しますか事務処理と申しますが」、それが行われたのであって、あくまでもこれは学生の利益のための暫定措置である、と(処)やはりあくまでもモト(成績原簿、通称タンザク)が直らなければいけない、ということですね、と(公)。「さようでございます」(こんなところで(公)は頷いてはいかんのだ。成績原簿の訂正を妨害している黒い策動があるからだ。)

処分者側の『答弁書』では「請求者は言を左右して敢て訂正を行わず」(傍線は引用者以下同じ)とあり、しかし他方、五・三〇文書によつて「成績原簿の訂正を行う用意がある意向を示した」ともあり、そして「請求者は懲戒に付された後、昭和五〇年五月一〇日訂正を行つた」とある。この辺はどう理解すればいいのか、と(公)。これに対して(処)、代理人らがこもごも応答したがその主旨は以下の

して答えていたる箇所がある。以下の点を理解するためには、やゝ厄介な教養部長交替劇の真相を捉えておく必要がある。教養部教授会で「佐藤処分」が云々されはじめ次第に処分推進派が優勢になつていくのだが(気狂いじみた処分派の主張がなぜ優勢になつていったか、むしろこの点にこそ「佐藤処分」をめぐるもっとも深刻な現実的問題があり、これは公平審理などで扱えるレベルの問題ではなく未了のまま今後に尾を曳きつづけるであろう)、「処分」という事態をなんとか回避しようと努めてきた旧教養部長も遂にその炎を抑え得ないと思われるや、どうしても処分するというのなら自分は部長を辞める、そのあとでやつてもらいたいと聞き直り、九月の任期切れを待たず五月いっぱいで彼は部長を辞めるのである。(五・三〇文書はこの旧部長在任ぎりぎりの時点で提出されている。)

さて「答弁書」にはつぎのようにある——「両部長の本件処理の方針は一貫しているが、それぞの段階において採用した方策にニ

ュアンスのちがいが出ていたとしても不思議ではなかるべく、これをもつて一貫性の欠如とするることは当らない。また、この間をどう理解するにもせよ、これが請求者の訂正不作為の免責事由となり得るものでないことは明らかである。」ひとはこの文章をなんと読むか。(公)はこれを素直に読んだ。素直に読んだ結果、旧と新とのあいだにはやはり「何か」があった。なんらかの「ちがい」があつた、その「ちがい」とは何か、という当然の疑問をもつた。その点をただしたのである。当然(処)も懸命にこの「何か」を否定した。請求者がそういう主張をしておられるからそれに答えたまでであつて、(処)としてそういう「ちがい」を感じているということではございません。(公)はかなり執拗に迫つたが(処)は振り切つた。(公)はさきの求釈明

とおり——教養部長から本人に再三に亘り口頭、文書等により成績原簿の訂正を求めたが請求者は理由を「いろいろと述べられて」(たとえば「学生と話し合つてから」など)結果的にはいつも訂正にまでは漕ぎつけ得なかつた。しかし請求者は前々(四九年三月頃)から「規程違反だから訂正せよ、というのは承服できないが、学生に不利益がもたらされるとすればそれは訂正しよう」との意向をもらしていた。それが五・三〇文書となつて具体化したものだが、その後成績原簿の訂正はけつきょく翌五〇年五月一〇日まで未了のままにすぎたのである。

(公)はこゝで重要な根幹に触れる質問をする。「その五〇年五月一日の訂正というのは、(処)の意図される方向でなされたということですか。具体的にはどういう訂正だったのですか」(請求者は懲戒に付された後その罪を悔い改め(処)の主張するとおり、成績に一定の「差」がつくような点数表示に訂正したというのか? そうではないのだ。これはじつに五・三〇文書の指示と寸分ちがわぬ方式での訂正だったのです)。(処)はこの急所に触れる質問を巧みにはぐらかす。すなわち(処)の意図する成績原簿の訂正の方向とは、請求者本人の手によって成績原簿に記入すること(すなわち、訂正という論理を使って(公)の頭を完全に混乱させた。(公)はこの辺の論理操作に隨いていげず首を傾げながらこれ以上の求釈明をなし得なかつた。「事実」の確立)なのであって、それが処分後に行われたのだといふ論理を使って(公)の頭を完全に混乱させた。(公)はこの辺の論理操作に隨いていげず首を傾げながらこれ以上の求釈明をなし得なかつた。(この疑問はつぎの点とも密接に関係する。)

公平委員長による処分者側への求釈明は、この他、教授会・学科会議・教室会議等への長期無届欠席のこと等数項に亘つて行われたが割愛する。

全体的印象としては、(公)はかなり本件の本質にちかいところまで感付いているらしいが、肝腎のところは見事にはぐらかされてしまつた。果して(公)が自らの疑問をそのまま持ちつづけて立証段階にのぞむか、あるいは(処)のあいまいな説明を適当に筋道立てて了解するか、そこが問題だ。

(野村彰、教養部教官)

第二日(一二月一六日)

——請求者求釈明——

処分者側の提出した答弁書は、処分するという至上命令の下にあるので、あらゆる行為が「処分のために」歪曲されて書かれている。だから答弁書の字面と事実の間には違和感がつきまとい、人事院は「それは切り捨てろ」というが、「その真実は……」といきさつがからみ合つてくる。それを補足しながら、公平審査の場における答弁書の求釈明を紹介する。

(1) 答弁書構成の矛盾

請求者の第一声は、一体評議会では何を「慎重審議」したかという質問ではじまつた。

昭和四九年七月一七・八日の教養部教授会では、「当教授会には決定権はございません。評議会が独自の調査委員会を設けて調査し教授会決定の是非を論ずることでしょう。気楽な気持で臨んで下さい。」と処分相当か否かの決議のための投票をしたのだから、請求者としては評議会がどんな「慎重審議」をして下さったかは大いに興味あるところである。

ところが当局側の審査説明書にも評議会の調査報告書にも、処分説明書にも教養部の調査報告書と同一の文章がみられるのだ。このことから評議会が独自の調査をしたとは思われない。評議会では話し合「さえされなかつたのではないか」という求釈明に対し、案の定明確な答えはえられなかつた。教養部の調査報告書の内容をすべて事実として天真爛漫に受け入れ、明晰なる評議員の見識をもつて「本人の利益のために」その記載事項を考慮し、「関心をもつた事項」をひろい上げた結果、あちこちに矛盾した現象がおきたのである。

「教養部規定第七条の定めに違反し、正規の授業日程の外の日に……成績の実質判断を学生の集団討議に委ねた疑いが濃厚で……」という判断に苦しむ文章ができ上つた。釈明を重ねるうちに「『疑いが濃厚』は「第七条の定めに違反した」にもかかり、処分事由から後退して情状になつたのである。この時のやりとりはこうであつた。

公平委員長の情状の見解から述べよう。「情状とは処分事由と関係ない、たとえば過去の処分歴などである。処分事由がなくなつた

場合、情状だけで処分することはできない。今の場合、情状は「II その他」の行為」が該当する。」

請求者代理人「この集団討議に関する部分は委員長の情状の見解とは異なり、処分事実とダブるが、このようなものは情状としておかしいのではないか。」

公平委員長「処分者が情状だというのであれば、情状として考慮する。」

こういう答弁書構成の矛盾は、「I 教官としての義務違反など」にすこぶる単純に表わされていた。処分者によると請求者は一律合格評価をしたことにより、教養部規定第八条違反で処分されたのであるが、かれはまた、第七条の規定、つまり教官が評価する義務を怠つたことによつても処分されたのである。

請求者代理人「第七条違反といふのは、①考査によらず評価したと評価をしたことにより、教官が一律合格評価をおこなつたことなどによつても処分されたのである。」

大学側代理人「教官が評価しなかつたということです。」

請求者代理人「第八条違反では、教官が一律合格評価をおこなつたことなどを問題にしている。第七条違反と第八条違反の間には矛盾がある。」

大学側代理人「そういう理解では困ります。この問題には二つの側面がございます。」

成績評価をする態度においても、成績評価の表現も規定の精神に合致しなければならないのです。かれは両側面において違反したのであります。」

けようという鈴木前部長の提案を拒否し、懲戒動議を提出したのである。

請求者は四八年度成績表書き換えのため、返却を強く申し入れたが、事務上の管理を口実に、鈴木前部長は返却を断つた。教務係長によばれた佐藤調査委員は、返却しないことの意志をその時すでに強く表明していた。

その後、調査委員会は、五月一日に問題の四八年度成績表を「失くなると困るから」と差し押えてしまった。「良心的」な鈴木前部長は一度は「佐藤さんが新しい成績表に書き換えてきたら返す」という約束があるから」と断わりながらも、なぜか差し押えを認めている。その後、当局がいかに弁明しようとも、五〇年五月一〇日まで一度も戻つて来なかつた。

しかし、公平審査の場で意外なことが明らかになつた。関係部長（調査委員長）はこの差し押えを、「一応五月三一日まで（つまり鈴木前部長の任期切れまで）」

ということでおこなつたと発言したのである。それなら五月一杯で返却すればいいものを、くりかえすが教養部は返却しなかつた。

請求者は五月三〇日に「四八年度成績表について」という文書を提出し、点数書き換えを指示した。鈴木前部長の指示にしたがつて教務係長はこの旨を他学部に「事務連絡」した。これは重大なミスだった。他学部から「このような全学的に問題になつてゐる重大事點で他学部から苦情が出されないような処理がおこなわれていたら処分事由の最大の「成績の不当表示と命令違反」は成立しなかつただろ。なぜ事務連絡にしたかという求釈明に対し、会田教務委員

請求者は懲戒動議の出される一ヶ月以上も前の二月二七日及び三月二〇日の段階ですでに事務上の支障を除去するために、点数書き換えの意志を表明し、三月一六日の教授会では鈴木前部長はこれを了承し紹介していた。

あたりまえの人なら、ここでコトはすむ筈である。だが教務委員の会田氏は請求者の意志を無視してぜひ処分しなければならぬと決意を固めたらしく、四月二日に成績表問題を事務処理してケリをつけた。

(2) 成績評価の問題
これは本処分の最も重要な部分である。答弁書の文面と事実の間を明らかにするために、はじめ、経過を述べる。
請求者が農1Bと理2Aのクラスに一律合格表示をおこなつたと当局側が思い込んだことから、この問題はおきた。すでに研究室の騒音が、学生たちの生協における主導権争いとの関連で喧伝され、請求者の言動に隙あらばと待ち構えている状況の中で、この問題はおきたのである。

四八年度成績表示の問題（本処分の骨子）、四九年度講義概要、

研究室騒音問題をからめて懲戒動議が出され、処分前提の調査委員会が設置される中で、鈴木前部長は書き換え用の新成績表用紙（通称タンザク）を交付し、記入作業が終つた段階で古い問題の成績表廃棄を約束した（鈴木方式）。それが調査委員会設置の二日後、四九年四月二五日のことであった。そして、この方式による書き換えが完結したのが五〇年五月一〇日。

その間に処分策謀により攪乱された一年が経過していた。

この、「処分」に明け暮れた四九年度をもう少し詳しく述べみたい。

請求者は懲戒動議の出される一ヶ月以上も前の二月二七日及び三月二〇日の段階ですでに事務上の支障を除去するために、点数書き換えの意志を表明し、三月一六日の教授会では鈴木前部長はこれを了承し紹介していた。

あたりまえの人なら、ここでコトはすむ筈である。だが教務委員の会田氏は請求者の意志を無視してぜひ処分しなければならぬと決意を固めたらしく、四月二日に成績表問題を事務処理してケリをつけた。

は、「答える必要はございません。」

とつぱねているので、教務係長のケアレス・ミスか、教務委員か調査委員のさしがねか又はその他の理由かははつきりしない。

そして当局側は事務手続上のミスである「事務連絡」を、答弁書では「暫定措置」と恣意的にすりかえて正当化し、公平審査の場では請求者が規定通りに書き直さないと問題解決にはならぬとしつこく繰り返したのである。

六月一日から新しい部長になつた清水氏は、处分」という教養部の重大事をうまく乗り切つてくれるだろと期待されていた。他学部から届いた苦情処理が彼の初仕事(?)だったかもしれない。といふのは、請求者は六月一五日に問題の成績表の訂正方法を変更する旨、申し渡されているからである。新しい訂正方式は、線を引き訂正印を押すという方法であった(清水方式)。彼はこれを申し渡しておきながら、古い成績表を請求者に返却せず、教務係に来て書き直すように指示した。

そしておもしろいことには、翌五〇年五月一〇日に行なわれた古い成績表の書き換えは、鈴木方式によるものだった。事務官の手でオール一〇〇が記入されたタンザクが用意され、それに承認の印を押すように求められた。そして、成績表の書き換えは完結したのである。要するに処分してしまえば、書き換え方法は何でもよかつたのである。

公平審査の席上では、請求者の「五〇年五月一〇日の書き換えの時点で、私は『独特な成績評価觀』を変えたのでしょうか?」といふ求説に対し、代理者結城氏は確答しなかつた。また、これらの二通りの訂正方式について、当局側は、公平審査の場でこう述べて

請求者「原簿コピー交付と清水方式の新しい成績表記入のことは聞いていない。」
会田「訂正方式については、両部長、長沢教務係長から聞いたところから判断した。原簿コピーの件は鈴木前部長から長沢教務係長に指示があつたと長沢氏から聞いた。」
結城「請求人がこのことについて知っていたか否かは擱んでいい。」
これらはあとから辯護を合わせた発言である。
こうして、訂正できないような状態をおしつけながら、意地悪をし続けた。請求者は点数評価をしないのだから、奨学生の成績報告には点数を記入できないと、農1B生の「優」評価を抹殺して、ランクのまま提出したのである。そしてそのことを答弁書には「教務厚生業務に多大な支障をもたらした」と書いている。

(3) 命令違反について

この「命令違反」についてぜひ書いておかなければならぬことがある。教養部が、「あえて(成績表の)訂正を行なわなかつた」という命令違反行為をデツチあげるため、看過できない重大なウソをついていたことが、公平審査の場で明らかにされた。

積の不当表示と命令違反」の「命令違反」は成立しなかつたのである。

(4) 四九年度授業『取り上げ』について

請求者は、四九年四月一〇日に、処分に先立ち、講義概要の内容に授業を行なう意志が認められないと勝手に判断され、また、四八年度の成績評価を問題にされて、「教学上の応急措置として」授業をとりあげられている。「一年間研究に精を出すように」というお達しだった。

当時これは教養部の「やり過ぎだ」と、あちこちから批判された。この「やり過ぎ」を正当化する策謀が今回の処分だつたということができる。

公平審査の場で、

請求者代理人「授業取りあげも、今回の処分も、どちらも、四八年度の成績評価が問題にされており、同一行為に対しても二重に措置がとられている」
Q「二重処分ではないか!」
と、説明を求めたが、

A「答弁書では、この問題は取り上げておらず、したがつて本処分とは無関係でございます。」

その間に、(七月一七、一八日)、教養部教授会は「処分相当」と、議決を下している。(〃)公平審査の場で明瞭になつたことだが、どの行為が、どの規定にあてはまるのかを、きちんと対応させることなく、全く非科学的に、ムードに酔つて、「処分相当」を議決したのである。言いなおせば、教養部教授会が議決を下すことになつた「調査報告書」だけでは、処分事由の骨子になつてゐる「成

いる。

会田「鈴木方式は原簿コピーと新しい成績表を交付し、書き換えがおこなわれた段階で原簿を返す。清水方式は訂正印を使つて訂正する。汚染がほげしい場合には、新しい成績表に記入することも可能だ。両方の訂正方式には微妙な相違はあるが

本質的に、訂正作業は同一である。」

(5) 思想処分について

処分者は答弁書の中で、「そもそも今日、人を思想の故に処分することは法のあたわざるところである」と、述べている。それにもかかわらず、「衣の下から鎧がチラリ」で答弁書のあちこちに不穏な言葉がみられる。曰く「独特な成績評価観」「教官の通念」など。

この点について、公平審査の場では、「一律」、「合格」のいすれが処分対象になるのかという説明を通して暴露されていった。前日（一五日）にも公平委員長に説明を求められた力所である。

Q「一律合格が規定に反していると、昨日（一五日）答弁しているが、「一律合格」の「一律」が処分対象になるという例は初めて聞いた。「一律」が処分対象になる根拠を示して欲しい。」

A「一律には二通りある。偶然評価結果が一律になることもあるだろう。これは実にめずらしいことではあるが別に問題はない。ただ初めから一律に評価しようという態度であつたとすれば、それは規定の精神に反するのである。今回の場合、請求者の種々の文章によれば、「一律に評価するんだ」という態度であつたと考えざるを得ない。だとすれば、これは規定の精神に反するといわざるを得ない。」

Q「規定の精神とはどういうことか？ 具体的に教養部規定の精神をうたっている条項があるのか？」

Q「ハッキリ、一律評価が悪いと書いてある条項があるのか？」

処分者は、「……規定の精神云々……」「一律に評価するという態度云々」（すなわちこれ思想処分）を、くり返すだけでハッキリした根拠を示すことができず、ついに公平委員長から、説明を求められた。

Q「ハッキリ、一律評価が悪いと書いてある条項があるのか？」

Q「ハッキリ、一律評価が悪いと書いてある条項があるのか？」

処分者は、「……規定の精神云々……」「一律に評価するという態度云々」（すなわちこれ思想処分）を、くり返すだけでハッキリした根拠を示すことができず、ついに公平委員長から、説明を求められた。

あり、彼と我々の数年間が処分されるということにつきるのである。公平審査での勝ち負けだけではなく、我々は、「彼と我々の数年間」を守らなければならない。

（藤崎千代子・教養部教務職員
齊藤ハツミ・情報処理センター職員）

第三日（一二月一七日）

アンドレア（大声で）△単位▽を持たぬ△授業▽は不幸だ。
ガリレイ△ちがうぞ、△単位▽を必要とする△授業▽が不幸なのだ。
(B・ブレヒト作「ガリレイの生涯」より
農学部二年Bクラス訳)

(1)

第三日目は請求者側求説明の続きである。とりあえず△事実▽といふやつを忠実に再現してみると以下のようになる。

人△事▽院審理がなんであるのか、なんでありうるのかという事について言われて来た。おそらく様々な言われ方がされる事はたしかだが、私達のとらえ方はひととて△全學集中講義▽といふものであった。それはまず人△事▽院審理というものが一二月一五日△一九日医師会館という△時間▽△空間▽に限定されるものではなく、あらゆる△時間▽や△空間▽を貫き永続的に展開されるものとしてあるという認識に基いており、次にだから、審理は△五十嵐▽

公平委員長「……定めに反する」という個所に、ハッキリ結びついていくのは、「一律」か「合格」か？」

大学側代表者「『合格』という表示では困る。点数表示にして欲しい」と皮肉られている。

「「一律」を削除しろ」と学生がヤジつたが、一律の「精神」にこだわるところに、人を選別することへの、みなみならぬ執着をみてしまった。

ちなみに、公平委員長の思想処分の定義は「処分事実の正確さにあいまいさがある」ということであった。

請求者側の求説明は公平委員長の「二時間半位」という予想に反し、午後の四時半、黄昏れてもまだ終る気配はなかつたが、この日はこれで打切られた。

——終りに——

教官でも学生でもなく、「教官の研究教育の手助けをする」と規定されているらしい（我々の超過勤務内容には、「教官の研究の補助」という判が押されるのである）我々にとって、成績評価、すなわち教官と学生との間の事項にからめられてきた処分とは何か？ 又、それは「教育・評価についてはどうも……」と逃げごしになる我々に、教官である彼と、職員である我が、「何によつて、どう結びついてきたのか」と反問する。

我々にとって、この処分は、ほかでもない彼が処分されることで

に拡大・拡散し、同時に△五十嵐▽が拡大・拡散してゆくという相関のなかに存在していることであり、更に従つて、審理は個々に△授業▽や△単位▽や△試験▽と必然的に関連をもちつつ本質的には人文学部長・学長などの多くの△教官▽が登場する新潟大学はじまって以来の△全學集中講義▽であるという事であった。
かくて△五十嵐▽では永続的な△事▽院審理が開始された。農学部二年Bクラスによる△B・ブレヒト・ガリレイ△人事院▽をめぐる試みの幾つかはそのひとつであつたし、ある日ある時、教養部長室において「公平」委員会・教養部長を不可視の参加者としておこなわれた公開審理においては、なぜか戸棚の奥深く眠る△神戸▽△発の△松下講師問題について△なる怪文書が審理を媒介して資料として提出されたり、又、人文学部一年Aクラスでは何度も△単位▽△罰▽△試験▽△教官▽をめぐつて、元全共斗シンパ（？）△木村教官▽に対する公開審理・求説明が展開された。

(2)

こ、あつたんじゃないかというんです。〔「ウソを言え！」の声あり〕

山田「公平」委・（気がなさそうに）ああそうですか。

佐藤請求者・（言うというよりは吠えるという感じで）訂正しない事が問題だといつてゐるじゃないか、終始〔「今日だって言つたじゃないか、さつき」の声あり〕

山田「公平」委・（悪のりして）しかしあえてこれに応じない（注一答弁書）とあるのは……〔「長期間未完結という言い方はどういう事なんや！」の声あり〕

結城代理者・齟齬がござりますならば訂正するのにやぶさかではありません〔「カット・カット」の声あり〕

処分対象となつた△期間の限定性の問題である。第一には審査説明書における四九年八月三日までの△事実という限定。第二には追加具申書にある四九年一月一九日までの△事実という限定。

第三には答弁書における五〇年五月一〇日までの作為・不作為という限定。要するに処分対象がこの審査説明書と追加具申書と答弁書では異なつてゐるという事なのだが、これら三つの間の△期間の△矛盾△は△処分△がなし崩しに拡大されてゆく過程を見事に示している。いつたい何を△処分△したかったのか、これだけでもわかるような△矛盾△だが総じていえば、これらは△佐藤教官△の存在そのものを永続的に△処分△したいという当局の衝動をあらわしている。この手口はもちろんブルジョワ法の整合性すら逸脱しているから、処分者は答弁書をカットしていいと言つたり大混乱を呈した上で、八月三日までの△行為事実△ということに限定せざるえなか

った。

(3)

S代理人・一日目の答弁は撤回なさる説ですね。

結城代理者・それは非常にビミョウだというか重要な問題でございますので。本件については一律という態度をもつてやつたん

であるというふうにいわばきめつけるというコトバは使いたくなっただけれど、そこを問題にしてやつたんじゃないということは先般申しておりますが、今度は仮定的な理論上の世界にうつしまして議論いたしますと、一律にやられたんじゃ困るんですから：〔「エッ」の声あり〕

山田「公平」委・そういうご趣旨の補足説明だったんですね。

結城代理者・そうでございます。

佐藤請求者・ちょっと確認しますけど、補足的にも一律も問題であると……

山田「公平」委・いやそうじゃなくて、これはあくまでも別の問題であるのだけれど、処分者の意向としては、まあこういう事は実は困るんだと……〔「しゃべっておきたかったと」という声あり〕

S代理人・公平委員会にお尋ねしますけど、一日目のですね代理人がいわれた一つずつでも規定に反していいるというようなそろいつた発言は撤回されたと判断しますか。

山田「公平」委・はい

結城代理者・いや……〔爆笑〕。「公平委員長に聞いているんだよ！」の声あり）理論の世界の話だつたら……〔騒然〕。「だつた支障をもたらす可能性」というところまで後退したのであった。

次は「成績の不当表示」問題である。かくして「一律も問題だ」という第一日の説明は撤回された訳だが、問題なのは結城代理者の口からはからずも△処分△が非「理論の世界」的に、つまりかなり逆上し切つた上でおこなわれたということがパクロされた点である。

言い換ればこれだけの引用でも明白になつてゐるのは、処分者が論理的な整合性や一貫性を持とうとするならば「合格」という△行為事実△のみならず「一律という態度」という△思想△をも△処分△しなければならないという事であり、そこに処分者側の本質的なジレンマがあるということである。土台、△行為事実△と△思想△を切り離すなどというブルジョワ法のヌエ的な△タメエ△こそ無理な話なのだ。だからここに表われるのは、△行為事実△という△タメエ△からは逸脱できぬ故に、無限に構成要件を拡大してゆくしかないという事である。結城代理者が自分でもどことなくふつ切れないのであるが、まさにこの点においてである。

尚、「教育本来のあり方からして点数制であるべき」という第一日目の説明をヤバイと思ったのか実質撤回し、ただ規定違反というところに処分者側は逃げこんでいった。

(4)

答弁書には成績評価について「多大な支障をもたらした」と書いた。

「苦労」とか「心配」とかこうなると完全に精神訓話だが、ここで述べられている「大学人」の中に果して学生も入つてゐるのかどうか、もちろんこうした「見解の違い」を「聞く機会」が私達の努力によつて何度も設定されようとしたにもかかわらず、ひたすら逃

亡し一方的に「処分」してきたのは当の処分者であるのだから、聞いてあきれるというものである。

七〇年以降大学は極めてしらじらしい雰囲気に包まれている。大學は眞理の府・教育研究の機關であり国家社会に大きな役割を果しているという明治以来の、「戦後民主主義」の中で変質をこうむりつつも確固たるものとして持続してきた「大学共同幻想」がいわゆる「一般学生」の側から解体され始めていることは注目すべき事柄である。七〇年以降のしらじらしさとはこの学生の一般的な心性と「大学共同幻想」の間に齟齬をきたし始めていることに起因している。つまりこういう事である。学生のほうは、大学が教育研究の場だなんてだれも信じちゃいないが、どういう訳か教官のほうはどうやらまだ信じ切っているらしい、と。本当の悲劇は、結城代理者が「大学人として」と言つた時の会場の笑いとどよめきのイミをまったく解し得ないというところにあるのだ。

(5)

教授会の無届欠席問題についてはウソのオンパレードともいって説明がなされた。まず第一に出席義務の点で助教授以下に出席義務はないというこれまでの教養部当局の正式見解をまるでなかつたものにするというウソ。第二に、欠席の場合には届出を行うという慣行があり、その慣行は忠実に履行されていたというウソ。この第一、第二でこの処分理由は完全に崩れている。なぜならばこのことは、当局がウソをつき通すことによつてしかその正当性を主張しえないということを示しているから。

(6)

午後に入つて「打ちあわせ」(「公平」委・当事者各三名)があり「公平」委員長より「今回の審理は極めて特殊な例なので長くなる。従つて今回は立証まではやり切れないでの残りは次回のシリーズにもち越したい。」という提起があり、処分者側・申請者側双方がこれを了承し、おおむねその「時期」を四月上旬とすることが確認された。

「その他の行為」は「公平」委による求釈明に於てすでに、処分理由を構成しない、つまり「情状」であることが明らかにされてゐるが、処分説明書の半分以上が「情状」という信じがたいようなアホらしさ、「処分」のもつ本質的なあいまい性に見合つて、ここにおいても奇妙な事が述べられている。

結城代理者…この場合(注一四四年四五年的諸行為)の行動の態様は「バリケード」と称する(爆笑)「バリケード」と称してゐる訳ですがね、私どもは「アハハ」机とかその他の物を持ち出して来てそして通りにくくする(ギャハハ)こういう物件を「バリケード」と言つてゐる訳で、そういうものを構築する作業にですね、机を動かしたという事実を目撃している方もいるわけとして……

S代理人…そいつた意味に於て、昭和四四年四月一七日といふの間にかここで「バリケード」を構築したことになつてゐるのだが、単なるデッチ上げ、歪曲の構造というよりはむしろ、この発言の奇妙さは、実は私達のこの「時代」を象徴しているという点である。大学当局の正常化路線とそれに過剰にのつかつてゐるかにみえる学生、という大学のアンバランスな現在というのがこの「時代」の指標である。おそらく奇妙な「ちぐはぐさ」は例え、学生はいやに素直に・授業にきちんと出て来るようになつたがそれでも勉強しているようにも見えない、といった形で大学当局にも受感としてはあるには違ひないが、ただ「大学共同幻想」の呪縛がこれら的事を相対化しうる思考を束縛しているのだ。私達にそのことが相対化出来るのはこの「大学共同幻想」から一定に自由だからに他ならない。

結城代理者の名言集のひとつに数えられる部分だが、ここに私達はいつたい何を見い出せばよいのか。ここにあるのは自然的とも思える「時代」の流れなのか、開き直り切った大学当局の姿勢なのか。「バリケードの内側あるいは外側にいた」という前回の釈明がいい

S代理人…いま明らかになつた事は、無届欠席問題の根拠になつてゐることがですね、まあ教養部規定にも書いてない、そういう意味では慣行が、先程言われた慣行が処分理由になつてゐる。それじゃこの慣行が本当にあつたかどうかということを確認している訳です。それで……

山田「公平」委…「ひとの話を不「公平」にもさえ切つて」いや、慣行が処分理由になつてゐるとはこちらは言つていないので、やはりそういうね、当然ね、あのーあれですよ、出る義務を負つてゐるし、仮に休む場合にはですね、その理由を届ける、当然のいわばまあ、「エチケット」の声あり)ええまあ、「エチケット違反だ」の声あり。騒然)

S代理人…じゃエチケット違反だというように確認してよろしいですね。

山田「公平」委…ええ、まあ、そういうコトバで言えばね……(ぼー然。「倫理感でもいいですよ」の声あり)

もちろん処分者側はこの後あわてて、それは義務違反であるといふふうに言うのだが、「公平」委員長の対応で明らかになつてゐるよう、この教授会の無届欠席については、このために教授会規定を改悪した程で、処分者は何ら適条を示し得ずいわば実体のない「エチケット」というコトバを持ち出さざるえないところまで後退している。「公平」委員長がコトバにつまり「エチケット」と言わざる得なかつたことは、どれ程「処分」がデータラメなものであり、どれ程あいまいな釈明しか処分者側がしえなかつたかということを逆に示している。

もちろん処分者側はこの後あわてて、それは義務違反であるといふふうに言うのだが、「公平」委員長の対応で明らかになつてゐるよう、この教授会の無届欠席については、このために教授会規定を改悪した程で、処分者は何ら適条を示し得ずいわば実体のない「エチケット」というコトバを持ち出さざるえないところまで後退している。「公平」委員長がコトバにつまり「エチケット」と言わざる得なかつたことは、どれ程「処分」がデータラメなものであり、どれ程あいまいな釈明しか処分者側がしえなかつたかということを逆に示している。

山田「公平」委…試験がおこなわれたというのはノーマルな格好ではなかつたということはいえますか。

S代理人…そいつた意味に於て、昭和四四年四月一七日といふのには大学でいえば新しい学期になる訳ですね。新学期というか新しい学年に入る訳ですが、この新しい学年に入るその時期にですね、何故教養部の学年末試験が農学部校舎内でおこなわれたのか、これは素直に考えればおかしい奇妙なことだと思うんですね。これが相対化出来るのはこの「大学共同幻想」から一定に自由だからに他ならない。

山田「公平」委…試験がおこなわれたというのはノーマルな格好ではなかつたということはいえますか。

結城代理者「これはあのー、普通の平常の情況であればその時期にやるんではない、當時の情況との深い関係がある訳です。(一同発言の正しさに感心、「そーそー」の声あり)

その当時の「情況との深い関係」を一切捨象した上で、△行為事実▽のみを問題にするというのはよく使われる手口だが、ここでは「當時の情況」があまり平常でなかつたが故に完全に破産している。つまり不正常に試験がおこなわれたのが正当で、不正常に試験が妨害されたことが不當だなどということにはならないのである。不正常な試験と不正常な試験妨害・バリケードは「深い関係」を有した密接不可分なものであり、切り離して論じれば必ず破産するという具合になつてゐるのである。

山田「公平」委「これが(注一学長の退却命令に反して行動)

仮に处分事実であるとすればあとの中はまあいってみれば情状的なものであるんだ、と。留置された事実というのは、そういうふうに受け取つていらんですね(「そーそー」の声あり)

結城代理者「そうでございます。

(略)

山田「公平」委「(「そんなのがありうるんですか、情状の情

状なんてものは」の声あり)ですからね、情状の情状といふと妙な話なもんだから(爆笑)。命令に反して行動しというよりはウエイトの低い書き方なんだという事をたしかめた訳で……

わざわざ処分説明書のなかに「逮捕留置の事実」を予断と偏見で

第四日(一二月一八日)

一、請求者求釈明 議事

一〇時一五分——一時二〇分

一一時三〇分——一二時五〇分

一四時——一五時

二、認否 一五時二〇分——一七時

一、請求者求釈明について

答弁書によると、「教官の職務は法令により客観的に内容づけられ」としている、これはどの法令のことか、との問い合わせに対して処分者の主張は次の様であった。

「教育基本法第一条(教育の目的)、学校教育法第五十二条(大学の目的)に基づいて、各学部規程等の規約が作成されている。又、

教官は国家公務員であつて、国公法及び人事院規則に規制される。これに従わなければならないという意味で、職務は客観的である。」

また「請求者の規程や法令に対する理解には問題がある」として一律合格評価が教養部規程に抵触すると強調している点について、その反面として同規程第八条第三項(三分の二以上の出席のないものは考査を受けること)の空洞化を指摘したところ、「ともかく、規程がある以上守らなければならない」と規程の方的絶対化を繰返した。

うべくもない。

答弁書は教授会欠席を問責している。同時に「基本的には同じ」として、学科会議・教室会議についても言及している。しかし、後者には法的裏づけもない。基本的に同じとすることはできない、とする追求に対して処分者の答弁は次の様であった。

「大学の機能をはたしてゆくということでは基本的に同じであつて逆に基本的に異なるとは言えない。教授会は具体的な案件の審議を教室会議・学科会議にゆだねており、その決定を尊重するルールである。つまり、実質的決定権を有しているわけであり、軽くみることはできない。」

しかし、佐藤処分問題では、ドイツ語の教室会議・学科会議に審議を委ねようとする姿勢は無かつたようである。審査評議会もそこまでは調査しなかつたということなのであろうか。

「昭和四四年度教養部学年末試験のさい、同人はこの妨害行為に参加し、職務上の義務に違反した」として、試験に協力することが職務だとしているが、當時請求者の担当していたクラスは試験実施の計画に入っていたのか、という間に對し処分者は「答える必要がない」としてゆづらなかつた。公平委員長の再度の要請で、當時工学生はストライキを行つており、ストライキが解除されても若干の補講も必要であつて、実施計画に含まれていなかつたことを明らかにした。

「要約がまずいといふのであれば、佐藤さんから主張をお聞きしたい。そうすれば本人に原因があることはつきりするだろう」とは全く、請求者代理人一同苦笑させられた。公平審理はお互いの主張を聞く場ではない。そんなことは処分の前に終えておくことではないか。「処分過程のズサヽさと処分事由のあいまいさ」は、おお

ゴテゴテと飾りつけたまではよかつたが、どうにもならなかつたというのがこの部分である。半分以上が「情状」というムチャクチャな処分説明書の中で、「ウェイトの低い書き方」とはどういう事なのか、そして「情状の情状」とはいつたいなものなのか。つまり大学当局は処分理由にもならぬものを「情状」というコトバでごてと処分説明書の中にもちこんでいるにすぎないので。いったいこうしたとほうもないことを、どのような△思い▽があればなしえるのか。もはやここにあるのは「気に入らないから、気にいらなければいい」「処分したいからなんでも処分する」という同義反復の心情発露だけである。(佐藤直樹・学生)

請求者と同年代で処分者代理人となつた一人は突然請求者代理人を名指しで、

「態度が悪いのでつまみ出し、ください」と発言、これには公平委員長も、

「人間に対する言葉ではない」と沈黙した。

第二日目から三日間に及んだ求説明が終えた。確かに公平委員長の指摘する「せい肉」にあたる一面もあつたかも知れない。しかし处分過程のあまりのズサンさが取り上げる問題を数多くしていたのである。又、処分者も問われたことに明確に答弁するということにあまりに苦手だったのである。「せい肉」はすぐ大きな問題へと発展していった。公平委員長も、驚きながらついに制止しえなかつたということではないのか？。

審査請求書の一節に、

「この『処分』策動に、関係（加担）してきた『新潟大学』、『評議会』、『各部局』、『教官』……から、是非ともくわしい見解をきかねばならないと、私はいま切々と思いはじめている。」とある。

どこまで事態を明らかにしたのか、ぼくには判らない。しかし、ともかくも手続きの闇いをここで区切つたということだつた。

二、認否について

公平委員長が答弁書をセンテンスに区切り、読みあげ認否を求める。

一つ一つへ事実／がとりあげられ問われてゆく。そういう事実はあつたと言えば、あつたのではないか？。これは認めるしかない。しかし、状況の全部が説明されるのでなければ「ぬきさしならぬ現実模索」としての事実には到れない。そこを生き止むにやまれぬ実践としてその者だけが認識できる事実があるのではないか？。しかし、それでは人事院審理など成立しなくなつてしまふ。佐藤さんは苦しそうに応えていた。

（成績の不当表示と命令違反）

一律合格評価を行つたのは農1Bについてである。理2Aについては争う。また、これが教養部規定第八条第二項（点数表示）の定めに反しているとは認められない。

教務、厚生業務に多大の支障があつたとするのは当らない。かりに、支障があつたとしても、それは当局側の責任である。請求者は五月三〇日付文書をもつて、事務上の支障をとり除いた。

成績原簿の訂正を求められたのは、六月一五日の一度きりである。しかし訂正の具体的やり方は以前と全く異つていた。このため、訂正指示には従えなかつた。従つて七月九日第三〇三教授会の議決にあえて応じなかつたというのではない。

理2Aクラスにおいて、七条（評価は科目担当教官が行なう）に

違反したというのは当らない。集団的討議に委ねたとされているが、それ以前の討論過程との関連でとらえなければならない。

（教授会等の長期無届欠席）

欠席したことは認める、が当時届出ることになつていなかつた。

また、学科会議・教室会議については問責されることないと考へる。六八・六九年の大学闘争を通して、教官とか授業とか、大学についても考えなおさなければならなくなつたのだ。これと欠席とは無関係ではない。

（その他の行為）

教養部学年末試験を妨害したというのは事実ではない。また逮捕留置についても、退去命令に反したということではない。そんなことは認められない。移転阻止については、学生と共に行動したといふことでは断じて無い。

（四八年度の成績評価）

時期をみて訂正するといつたことは無い。事務連絡については、請求者は知らない。また知る必要も無い。私のいう暫定措置とは、「書き換え用の成績表に記入し提出すれば、以前のものを返す約束」があつた。これが調査委の介入でさしおさえられた。このため暫定的に五月三〇日文書で事務上の支障をとり除いたということである。

成績表の訂正が必要であることは認める、が業務の支障は無かつたはずである。これは意図的につくり出されたものである。また、新旧部長の本件処理の一貫性については、争わざるを得ない。

最初に、主要な主張点をあげてゆくと、審査評議会について実質的な審査がなされたかどうか、次に、成績表表示問題について、書き換え命令に関する問題、調査委員会について、および、四四・四五

委員長「教養部規定第八条第二項の定めに反し」、を認めますか
請求者「認められない」
委員長「一律合格の表示をおこない」、ここまではどうか
請求者「事実としては規定できない」

年の状況について、四九年三月段階から日をとての事象説明と反論ということであった。

しかし、その中で公平委員長によって幾つかの発言について、その途中でやめさせられるということがあつた。

彼によると、

「それは、反論者の文書によつてわかつているから、もっと大きな肉づけ的なものを見たい。」

等のことばによつてはばまれていった。それは、ひとつに彼の頭の中に、これまでに出された審査請求書・答弁書・反論書によつて、処分の背景というか、この処分の内容というものができあがつてしまつて、自分のわかつていると思っていることに関する発言には耳をかしたくないということなのである。また彼は、「わたしが、わからないところをお聞きしたいと思うんですが。」

というよう、段々と彼の本音が表わされてきたが、それは、佐藤氏といふか、我々といふか、その一つ一つのことを細かいところまで述べてゆく態度に腹がたつてきたのか、はたまた、直感的にその態度に不安を感じたのかもしれない。ところでおそらく、その不安

というのは、あの処分者側、特に結城代理者（法学教授）の、全般的はずれな証明を、それも、いやしくも法学教授という肩書きを持つお方の、裁判の常識も知らないような態度で、長々と述べたり、処分者側から出てくる処分を行なつた本当の理由（つまりほんね）が、ぼろりぼろりと出てくる態度、及び、この処分をまったく正当であつたということを証明して、自分の実績を上げるという目的を達成できなくて、汚点をのこしてしまふということであったのだろう。ということは、やはり、公平委員長自身も、この処分が本当

不当なのじゃないかということを、直観のようなもので感じてしまつてゐるのではないか。

しかし、そうするとやはり、公平委員長もくるしいのだ。自分は本当は処分は不当じゃないかと思うのだが、やはり自分は、権力のお役人だ、だから、同じ権力につながる大学が、不当な処分を出してしまうというのは、同類である自分もこまつてしまつという、板ばさみになつて。

ところが、その様な状況のもとで、発言者である佐藤氏自身、また代理人である我々自身も含めて、佐藤氏の発言において、「……何も言えないんですが。」

というような言葉や、長い沈黙が続く、などというようなことが、段々と出でてきている。このような状態が、ひょっとすると、山本さんの言つていた処分の進（深）行というようなものが、このような形で表われてきているかもしれない。

そして、このよな中で、

「要するに、公平委員会に記録される言葉が出てこない。」「佐藤さんの思つておられる言葉というのは。」

……公平委員長

「それは、公平委員会がすでに無前提的に処分者の側に立つていて、その意見を自分の意見であると認めたときに、一応の解決がついたよう

であるが、しかし、法的レベルにおいてはそれでもよいが、実際、代理人の意見が、佐藤氏自身の意見であるとは考えられない。しかし、審理に関しては、やはり、代理人の意見||請求者の意見でなければならず、この矛盾をどう止揚すべきなのか。代理人の問題というのはやはり大きな問題となり、第二回目の審理の課題ともなるだろうと思う。

ところが、この審理に何かただならぬことがおこるのでないかという不安が代理人の中の一部にあつたのであるが、それが現実とかしたのである。それが、あの、徳島から、てふてふに乗つて、韓

チ海峡を渡つて、はるばる新潟にきはつて、新潟につかはつたんですけど、審理場がわからなんで、町をうろうろしとると、警官に職質をうけ、そんでやつと、会場についた時には、名前も、どこから來たのかもわすれてしもて、名前をきいた相手に、色紙を一枚ひかせそれが自分でとゆうた山本さんの出現やつたんです。彼女が、会場に現われた時間はよくわからへんのんですけど、午後やつたと思ふが、審理場がわからなんで、町をうろうろしとると、警官に職質をうけ、そんでやつと、会場についた時には、名前も、どこから來たのかもわすれてしもて、名前をきいた相手に、色紙を一枚ひかせる、なんか、「この審理はあしたもあるんですか。」とか、そんな「ないんですけど、」と答えたら、「では、今日は何時に終るんですか。」ときいてきたんで、「五時ごろやないか。」と答えたら、「それは、そのあと、どこに行くんですか。」ときかれて、「いや、それはまだわからへんのですけど。」と答えると、「それで

ところが、大事な授業をさばり、また農2Bは途中で中断し、交通費から食事代まで、すべてが自腹をきつてやつてきているのである。このようなところにもやはり、公平性は失われている。

このような状況のまま、午後の審理もはじまつたのであるが、午後には、農1B、理2Aの問題が、学生の側から佐藤氏の代理人として発言していったわけである。

まず、農1Bの問題を話してから、理2Aの問題を話はじめた時に、我々が、人事院審理のはじまる前に何度か、代理人会議を開いて、代理人が学生であり、請求者は教官であるということから、学生である代理人が、教官である請求者の代理人に本当になるのかどうかなどの、学生||代理人||請求者||教官の関係ということが話されたわけであるが、この審理の場において、再び表面化したのである。そして、今度は、公平委員長の指摘によつてであった。

「代理人と請求者との関係は、代理人は請求者の分身のようなものである。だから、代理人の発言は佐藤さん自身の発言とみてよい

ところで、この審理に何かただならぬことがおこるのでないかという不安が代理人の中の一部にあつたのであるが、それが現実とかしたのである。それが、あの、徳島から、てふてふに乗つて、韓チ海峡を渡つて、はるばる新潟にきはつて、新潟につかはつたんですけど、審理場がわからなんで、町をうろうろしとると、警官に職質をうけ、そんでやつと、会場についた時には、名前も、どこから來たのかもわすれてしもて、名前をきいた相手に、色紙を一枚ひかせそれが自分でとゆうた山本さんの出現やつたんです。彼女が、会場に現われた時間はよくわからへんのんですけど、午後やつたと思ふが、審理場がわからなんで、町をうろうろしとると、警官に職質をうけ、そんでやつと、会場についた時には、名前も、どこから來たのかもわすれてしもて、名前をきいた相手に、色紙を一枚ひかせる、なんか、「この審理はあしたもあるんですか。」とか、そんな「ないんですけど、」と答えたら、「では、今日は何時に終るんですか。」ときいてきたんで、「五時ごろやないか。」と答えたら、「それは、そのあと、どこに行くんですか。」ときかれて、「いや、それはまだわからへんのですけど。」と答えると、「それで

は、きまつたら、この紙（一註一入口のとびらのことにはつてある紙）に行きさきを、書いといて下さい。」とゆうて去つていった。

とゆうて帰つてきたんで、もう一人の学生（代理人）が、その人におうてみようということで、出ていった。そしたら、審理場になつたる室を出たとこのへんで、彼女にあって、前にゆうたように、色紙をひかして、「これが自分でです。」とかゆうて、どつかへいつたとゆうて、赤い色紙を持って帰つてきたんやけど、それからは、もう人事院審理どころやないとゆう感じになつてきた代理人も何人出てきたんです。そして、それから、休けい時間になつた時には、もう審理はそつちのけとゆう感じで、ただ、なんかもう、けつたいな人が出てきよつたとゆう感じやつた。そうすると、だれかが、「それは、ひょつとして、徳島の山本さんかもしれん。」とか言いだして、請求者側は、そのことで不安におののくような感じになつてたんです。それで、その人をさがしにいこうということで、会場になつてゐる建物の中などをさがしにいつたんやけど、結局、おれへんといふことで、休けい時間が終わつて、審理が始まつたわけなんやけど、そしたら、山本さんが審理会場に入つてきて、傍聴席にすわつとるということで、今度はみんなが、審理そつちのけちゅう感じになつたんやけど、幸いにして、それからはそんなには審理はおこなわれなくて、「あとは、経続といふかたちで次回にまわして、今回はここで、一応審理はうちきりましょう。」という公平委員長のことばで終つてしまつたんで、よかつたんやけど、ほんまに、あのまま長いこと審理が続いとつたらどうなつたことやろうという感じがしてならんのです。

それでまあ、一応審理の第一ラウンドがおわつたということで、

山本さんといっしょに我々は、某所で集会（秘密会議）にはいつたのである。

しかし、五日目をあり返つてみても、またこの五日間全部を通してみても、我々にとつて、公平委員長はやはり、大きな壁であつたのではないか、最初は、わりに自由にといふか、こちらの思い通りに意見を言つていたが、その後に段々と公平委員長によつて、こちらの意見をさえぎられてしまつたりしたことによつて。そしてまた、我々の内に進へ深行する処分といふものは。また、人事院審理がはじまる前に思つていたことが、一つ一つ確實にこわされゆき、最後には、審理が、自分とは全く関係のない所でおこなわれゆくのを感じた。（衣川真仁・学生）

資料1

懲戒（戒告）処分審査請求事案

〔昭和五〇年第一四二号〕

請求者

佐藤信行

処分者

新潟大学長

右記事案につき処分者は次の通り答弁書を提出します。

昭和五〇年八月二七日

人事院公平委員長 殿

処分者 新潟大学長 北村四郎

答弁書

第一 請求者佐藤信行講師の懲戒処分理由について、処分者は次のとおり説明する。

請求者は、懲戒に該当する次のような行為を行つた。

一、教官としての義務違反など

(1) 成績の不当表示と命令違反

昭和四八年度の同人のドイツ語成績表価に當り、農1B及び理2Aのクラス学生に対し、教養部規程第八条第二項の定めに反し一律「合格」の表示を行い、あえて訂正を行はず、このため科目の成績を優、良、可、不可によつて表示することを必要とする作業が当該科目につきなし得ず、ために教務、厚生業務に多大の支障をもたらしている。この行為は、教官としての職務怠慢の責を免れず、懲戒にあたるものと判断される。

(2) 教授会等の長期無届欠席

昭和四五年四月七日の第一九五回教養部教授会以降、昭和四年五月七日の第二九五回同教授会までに一〇五回の教授会が開催されたが、同人は、このすべてに無届で出席せず、また、ドイツ語の学科会議については昭和四五年の教養部の移転以降昭和四九年六月一二日まで欠席し、ドイツ語の教室会議については昭和四四年一一月七日以降昭和四九年六月一二日までの間一回の出席を除いて他はすべて欠席した。これは、職務上の義務に反し、かつ、職務怠慢の責を免れず、懲戒に当るとしなけ

ればならない。

二、その他の行為

以上のほか、昭和四四年四月一八日、一九日の教養部の学年末試験のさい、農学部校舎内において、これを阻止しようとする学生らの妨害行為があり、その結果、一九日においては、試験の実施が不可能となつたが、同人はこの妨害行為に参加し、職務上の義務に違反した事実があり、また、昭和四四年一月二三日、本学の封鎖解除のさい、同人は旧理学部玄関前において学長の退去命令に反して行動し、不退去罪の容疑で逮捕留置された事実があり、更に、昭和四五年四月三日、教養部の五十嵐地区移転が行われたさい、同人は、この移転を妨害した学生と行動を共にし、職務上の義務に違反した事実があることが証言に照らして確認される。

これらの行為は、やや旧に属する行為であり、これを前記一、二の行為と同列に論することは、さしひかえるとしても、前記行為に対する懲戒の判断を支持する要因を形づくるものという観点で不間に付することは出来ない。

以上の懲戒該当行為につき、諸般の事情を考慮し、慎重に検討した結果、国家公務員法第八二条第一号及び第二号により懲戒・戒告に付したものである。

第二 請求者佐藤講師の主張に対し次のとおり答弁する。

一、本件処理における学長・評議会と教養部の関係について

請求者の主張のなかに学長（処分者）。評議会が独断的に介入して請求者の行為を論じているとするやの言分があるが、そのよ

うな事実はない。

処分者は本処分を決定するにつき、すべて評議会に諮り慎重な検討を加えたものであるが、懲戒を論ずる対象は請求者の所屬する教養部が懲戒に当るとして取り上げたもの（「調査報告書」並びに追加申請書記載の行為）（資料1、2）に限定したのであって、したがって、学長・評議会は教養部がとり上げていない行為領域にまで独自に介入して懲戒を論することは全く行つていいない。

二、思想処分であるとする主張について

請求者は、本処分を思想処分であると強調するが、この主張はそもそも今日、人を思想の故に処分することは法の許さざることころでもある。

処分者は、請求者を思想の故に処分しようとはしなかつた。そもそも今日、人を思想の故に処分することは法の許さざることころでもある。

三、昭和四八年度の成績評価について

請求者が、昭和四八年度における教養部の成績評価は、四九年三月中旬段階で請求者に関する部分も含めてすべて形式的には完了していた、と主張しているのは事実に反する。

むしろ、請求者の下記のごとき行為によつて完了への進行が阻止されたのである。

請求者は四八年度における担当ドイツ語の成績評価を教養部規程の定め（資料3）によらず、独自な表示により全員を一律に「合格」とした。この表示によつては学生の成績業務がなし得ない。この点教養部にあつても同じである。また、この件に關する教養部規程は明瞭で解釈運用上疑義はない。

かりに請求者の主觀において規定があいまいであるとしても、これが直ちに当人の規定違反行為を免責する理由にはならない。次に、請求者は大学当局から教官としての職務内容を指示されたことがないとのべ、また、職務怠慢をいわれることは一切「身におぼえ」がないとのべる。

しかし、教官の職務は法令により客観的に内容づけられており大学当局の指示の有無によって影響をうけるものではない。したがつて、職務の怠慢も客観的に論じ得るのであり、本人の主觀的な身のおぼえによって左右されるものではない。

五、教授会等の欠席について

教授会の出席は、教授会構成員の権利であるばかりでなく、同時に義務である。構成員に対し故なく教授会の出席を拒むことが許されない点でその権利面が把握されるが、また、構成員が故意欠席することをそのまま放置することを得ないといふ点で義務の面が認識される。法（学校教育法）が大学に設置を義務付けている教授会が、構成員の故に欠席によって機能停止となる可能性を容認し得ないのは当然である。

いから、教養部長は規定に則する評価表示に訂正するよう口頭により、また文書により（第一の一、の(1)記載のとおり）強く要請した。しかるに、請求者は言を左右して敢て訂正を行わず、業務遂行のうえに多大の支障をもたらしたのである。（請求者は懲戒に付された後、昭和五〇年五月一〇日訂正を行つた。）

この間、四九年五月三〇日請求者は「四八年度成績表について」（資料4）なる文書を教養部長（鈴木）に提出し、かつ、時期をみて成績原簿の訂正を行う用意がある意向を示した。これによる部長の指示により関係学部に対し佐藤教官（請求者）担当ドイツ語の成績表示「合格」を「一〇〇点」に訂正する旨の事務連絡（資料5）が行われた。

これは成績原簿の訂正未然に、これを予期して行われた暫定措置であり、爾後成績原簿の訂正をまつてこれに基づいて発せられる正式文書によつてオーソライズすることを必要とするものであった。

しかるに、請求者は予期に反し、原簿の訂正に応じなかつた。このため前記の暫定措置は宙吊のかたちになり、業務が長期間未完結の不正常状態に置かれた。（教養部の正式文書（資料6）は五〇年五月一〇日ようやく発せられた。）

請求者は、成績原簿の訂正を行わしめないものが本人以外のところにある旨主張するが、訂正を行わないのは実は請求者の独特な成績評価觀に基づく自發的意愿によるものである。

すなわち、請求者は現行の成績評価の仕方をブルジョア教育体系下における差別付けであると批判し、一律合格の仕方が現在到達した最もすぐれたものであると主張しているのである。

これを理解せざるのみか、敢てこれを、無視する行動をとるに
おいては懲戒もやむなしとせねばならない。

学科会議、教室会議に対する出席についても基本的には同じである。

六、昭和四四年、四五年的諸行為について

これらの行為は、証拠に照してすべて事実であり、また懲戒事由を具備するものである。

しかし、本处分においては、これを直接懲戒事項として取上げることはせず、その後の行為を理解し評価するに際して資料として用いるに留めたのである。したがって、これらの行為のうち二重処分に当るものがあるとするのは当らない。

また、同一行為につき刑事責任と行政責任を重ねて問うことがあつても違法ではない。

七、新・旧教養部長の本件処理における一貫性について

請求者が、鈴木教養部長（旧）と清水教養部長（新）のあいだに本件処理の一貫性を欠くものがあるやの言方をしているが、そのような事実はない。

鈴木部長は、請求者に対し規定に則して成績原簿を訂正するよう熱心に要請し、その結果、前記四九年五月三一日の暫定措置にまでこぎつけたのであるが、六月一日本件はこの状態のまま、清水新部長に引きつがれた。清水部長も熱心に訂正を要請したが、請求者は応じようとした。

この過程において両部長の本件処理の方針は一貫しているが、それぞれの段階において採用した方策にニュアンスのちがいが出していたとしても不思議ではなかるべく、これをもつて一貫性の欠如することは当らない。また、この間をどう理解するにもせよ

- 1、調査報告書（四九、七、一〇）
2、追加申請書（四九、一一、一九）
3、教養部規程
4、「四八年度成績表について」（四九、五、三〇）
5、「成績訂正について」（四九、五、三一）
6、「成績訂正について」（五〇、五、一〇）

資料2

新大教養庶秘第六一号

昭和四九年一月一九日

新潟大学長 殿

新潟大学教養部長

清水泰二

佐藤信行講師の措置について

このことについて、昭和四九年七月一八日付け新大教養庶秘第四〇号で具申いたしましたが、「第二九八回教授会決議に基づく事実調査委員会調査報告書」中にある佐藤信行講師の四八年度成績査定の問題に関し、その後、教養部長が行なった職務命令に同講師が違反した行為について、一月一九日開催の教養部教授会に報告し、審議の結果、このことを追加具申することについて了承を得ましたので、よろしくお取り計らい願います。

（添付書類）

1、佐藤信行講師の昭和四八年度成績査定に関する職務命令違反行為について・・・・・一部

佐藤信行講師の昭和四八年度成績査定に関する職務命令違反行為について

昭和四九年一月一九日

新潟大学教養部

◎ 経過

「第二九八回教授会決議に基づく事実調査委員会調査報告書」中にある佐藤信行講師が教養部規程（以下「規程」という。）に違反し、昭和四八年度成績査定を行つたことについて、本年六月十五日教養部長から同講師に対し、四八年度成績表原簿を規程に定められているように訂正するよう命じた。よつて、同日矢野学生部委員が同講師に対し、教養部長の方針どおり訂正するよう申し入れたが、これに応じなかつた。

六月一七日教養部長から矢野学生部委員立合のうえ、六月二〇日までに四八年度成績表原簿を規程に定められているように訂正するよう命じたところ、同講師は訂正できない旨答えた。

七月九日の第三〇三回教授会において教養部長から佐藤信行講師より提出された四八年度成績表の取扱いについて、現在までに行つた同講師と教養部長及び学生部委員との対応の状況、措置など経過について説明し、審議の結果、同講師から提出された成績表のうち、一律「合格」と表示してあるものについては、成績表

これが請求者の訂正不作為の免責事由となり得るものでない」とは明らかである。

添付資料

私はすでに『審査請求書』（五〇年四月一五日付）、「反論書」（五〇年一〇月二六日付）をとおしても十分な根拠、証拠、証言等を提示して、四九年三月現在にいたるこの一連の処分過程がいかにその本質としての思想処分を貫徹し、それ故に必然的にいかに「処

人事院総裁 殿

請求者 佐藤 信行

分事由」のデッヂ上げをはかるしかなかつたかを明らかにし、その都度大学当局には不当、違法な処分の撤回を求めてきました。

貴人事院に対しても「行政措置要求書」（四九年一〇月一二日付）の「受理」／「不服申立書」（五〇年七月二十五日付）にいたる対応・無対応が、それら大学当局の一連の処分過程を実際上追認するものであることも、具体的な事実、根拠にもとづいて指摘し、「不服申立書」等の消息と合わせて、その対応・無対応に職務上関与された方々（及び部局）、関与している方々（及び部局）についてのご明示を求めておりました。

にもかかわらず、どこからもそうした具体的な提起に十分に応えていただけておりません。貴人事院からは、たしかに「人事院公平委員長」名による『答弁書』の提出に関する「問合せ」について（五〇年一〇月二四日付）なる文書によつて、処分者側に書面を提出させようとされたご努力の程は理解できたとしても、問題である「相当の期間内に書面を提出できなかつたことにつきやむをえない事情があつたこと」の「疎明」関係は依然として不明であり、しかも文意によれば疎明関係はなかつたとしか受けとれないのです。また、「公平委員の指名」があつたことや規則一八条について私は承知しているわけですが、私の指摘したことは、明らかにされない疑問等が具体的に「審理の公正」に疑惑の影を投げかけているという、実際的な提起であります。

反論書提出以後にあつてもまた、大学当局（学長・評議会）に対して公開質問状（資料①）で七項目の質問事項を提起していますが、まだ正式な回答をいただいておりません。

教養部当局（関教養部長、会田評議員）に対しても公開質問状で

（資料②、③）、具体的に提起しておりますが、まだ何らの反応もえておりません。

こうした現在的な状況の中につつて、△一二月一日し五日公開・口頭審理／への準備過程が進行しているわけで、以上のことを考慮し、△審理／にむけて、次のように若干の提案をすることが妥当だと考え、申入れます。

(1) 思想処分デッヂ上げをきたすしかないきわめて簡単な要因は基本的な諸事実についての正確な把握と分析を欠いています。「正確な」といひみは、断片的諸事実（「処分のための諸事実」）というのではなく、関係者（当事者）が確認し見つめ合うことのできる△事実／を定立するという第一義的なものから、教養部・評議会がとり挙げた諸事実がちょうど間断なく、△六八年△／△七四年△／という歴史的な時期に大きな特徴をもつた、本質的なものの現われとしてのいみまでを含みます。具体的には、△七四年△（昭和四九年度）に△七△つの学生、△六八△九△／△七四年△／（△七〇、四、二八△；△七一△七三△生協斗争に對して）を先行させつつ、概略的に△一△つの思想処分を「成立」せしめていく「教養部・大学」への解体過程が何であり、現在的に「教養部・大学」がどのような現実の中にあるのかを、解説していくかねばならないのです。

そした内容に即していえば、また本件事案とは、正確には昭和四九年第八号新潟大学思想処分撤回請求事案と名づけなければならぬと考えます。

(2) 従つて次に、学長・評議員（「検討委員会」、「調査委員会」を含む）はもちろんのこと、とりわけ教養部関係者、すなわち少しあります。

くとも教養部長（元、前、現）、教務委員（前、現）、「調査委員会」が、それぞれの立場にむけてすでに私が提起しつゝけてきた問題点に対する自分たちの見解、こたえをふくんだ発言・証言をたずさえて△審理／に出席することは、最低の、不可欠の前提であります。

（添付資料）
とを、提起します。
以上

(3) 「教養部・大学」とは具体的に、「教養課程」（専門過程）、

「学生」「職員」「教官」、「教養部教授会」、「部局」……と

してあるわけで、貴人事院が△審理場／として△土地改良会館△（川岸町）を選定されたことは、△審理／の内容との関連では何

ら△場所△としての必然性を有していないので、△審理場△の△教養部移転△（五十嵐）を提起しておきます。（△七〇、四、三教養部移転△を想起されても大いに結構です。）

このことによつてはじめて、私が一二月一日し五日の間フルに△ドイツ語授業△をもつてゐること、また一二月二日△定例教養部教授会△、△審理△との矛盾も大いに解決されてくるのであり、その上、現場検証・証人・証拠調べの観点からも「教養部・大学」におもむく以外にはないことを考えれば、きわめて現実的な提起であります。

(4) 右記(3)からも△土地改良会館△の選定は不適当であり、不用ですらあること、その上貴人事院の「合理」の方針は受「益」者負担主義の悪用でしかないこと、また△控室△の必要性を認めておられることと△審理△の主催者としての立場とを考え合わせられるのであれば、貴人事院は、私どもには十分な△控室△を保障していただきねばならないと同時に、私どももまた貴人事院には「教養部・大学」に十二分な△控室△を保障しなければならないこ